

学校法人八代学院寄附行為

昭和38年1月26日

制 定

最近改正 2023（令和5）年1月10日

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、学校法人八代学院と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を下記の所に置く。

神戸市東灘区向洋町中9丁目1番6

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、聖公会キリスト教の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に従って教育事業を行い、国際社会に通用する人材を育成することを目的とする。

2 この法人は、前項のほか、私立学校法第26条の規定による事業を行う。

（設置する学校）

第4条 この法人は、前条第1項に述べた目的を達成するために、次に掲げる学校を設置する。

(1) 神戸国際大学

経済学部 経済経営学科、国際文化ビジネス・観光学科

リハビリテーション学部 理学療法学科

(2) 神戸国際大学附属高等学校

全日制課程 普通科、国際科

（収益事業）

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

(1) 教育用品小売業

(2) 食料品小売業

(3) 出版業

第3章 役員及び理事会

（役員）

第6条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上15名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事長は、原則として聖公会の聖職又はキリスト教信徒でなければならない。

4 理事のうち3分の1以上は聖公会の聖職又はキリスト教信徒とし、その余の役員もキリスト教について理解を有するものでなければならない。

5 理事（理事長を除く。）のうちから、理事総数の過半数の議決により常務理事を選任する。常務理事の職を解任するときも同様とする。

（理事の選任）

第7条 理事は、次の各号に掲げるものとし、理事会において選任する。

(1) 学院長、学長、校長

(2) 評議員のうちから選任された者 2名以上5名以内

(3) この法人に関係ある聖職、信徒、学識経験者又はこの法人の教育に理解ある者（学院長、学長、校長又は評議員である者を除く。）のうちから選任された者 4名以上7名以内

2 前項第1号及び第2号に規定する理事は学院長、学長、校長又は評議員職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 理事（理事長を除く。）のうち学院長、学長、校長及び前条第5項に基づいて選任された者を常務理事とし、その定数を4名以上7名以内とする。

（監事の選任）

第8条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（役員を選任）

第9条 この法人の役員を選任にあたっては、各役員について租税特別措置施行令第25条の17第6項第1号に定める親族関係を有する者及びこれらと特殊の関係がある者の数が3分の1を超えて含まれてはならない。

（役員任期）

第10条 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、2年とする。

ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長〔又は常務理事〕にあつては、その職務を含む。）を行う。

（役員補充）

第11条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは1ヶ月以内に補充をしなければならない。

（役員解任及び退任）

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席し

た理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき
(理事長の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第14条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代行者)

第16条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代行し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第17条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

- 2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときには、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第 18 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第 2 項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 13 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合のほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第 19 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事会の決議事項)

第20条 次の事項は、理事会において審議決定するものとする。

- (1) 予算、決算、借入金に関する事項
- (2) 資産の管理及び処分に関する事項
- (3) 解散、合併に関する事項
- (4) 寄附金品の募集及び収受並びに収益事業に関する事項
- (5) 理事及び常務理事の選任に関する事項
- (6) 学校、学部、学科及び課程の新増設、廃止並びに学生、生徒の定員変更に関する事項
- (7) 学院長、学長及び校長の任免に関する事項
- (8) 監事候補者の選出に関する事項
- (9) 評議員の選任に関する事項
- (10) 寄附行為の変更に関する事項
- (11) 予算外の新たな義務の履行又は権利の放棄に関する事項
- (12) この法人の設置する各学校の学則、校則に関する事項
- (13) その他この法人の業務に関する重要事項

(常務理事会)

第21条 この法人の日常の業務を執行するため、常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、理事長及び常務理事をもって構成する。
- 3 常務理事会は前条に規定する理事会の決議事項を除き、その権限に属する事務を専決する。常務理事会が専決した事項のうち特に必要と認める事項については次の理事会に報告して承認を得なければならない。
- 4 常務理事会は随時理事長が招集し、理事長が議長となり、その議決は出席した常務理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第22条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に在しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事二人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第23条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、31名以上40名以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して会議の7日前までに、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 6 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第11項の規定による除斥のための過半数に達しないときは、この限りではない。
- 8 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 9 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 11 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第24条 第22条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事」とあるのは、「出席した評議員」と読み替えるものとする。また、「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第25条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併

- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(評議員会の意見具申等)

第26条 評議員会は、この法人の業務又は財産の状況若しくは役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第27条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学院長、学長、校長
- (2) この法人の設置する学校の教員及び職員のうちから、理事会において選任された者9名以上12名以内
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから、理事会によって選任された者4名以上6名以内
- (4) この法人の設置する学校に在籍する学生又は生徒の保護者のうちから、理事会によって選任された者5名以上7名以内
- (5) この法人に関係ある聖職、信徒並びに本学院の教育方針を理解しその経営に協力する学識経験者のうちから、理事会によって選任された者10名以上12名以内

2 前項第1号に規定する評議員は、学院長、学長、校長を、第2号に規定する評議員はこの法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第28条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第29条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(準用規定)

第30条 第9条（役員を選任）の規定は、評議員について準用する。

第5章 学院長及び学校の長

（学院長）

第31条 この法人に学院長を置く。

（学院長の任免）

第32条 学院長は、理事会において任免する。

（学院長の業務）

第33条 学院長は、この法人の設置する学校の教学に関する事項を統督する。

2 学院長は、学長又は校長を兼ねることができる。

（学長の任免）

第34条 学長の任免は、理事会においてこれを行う。

（校長の任免）

第35条 校長の任免は、理事会においてこれを行う。

（学院長、学長、校長の資格制限）

第36条 学院長は聖公会の聖職又はキリスト教信徒で、かつ、学院の教育方針を堅持し、これを推進するに足る人格及び手腕を具えた人物でなければならない。

2 学長、校長は聖公会の聖職又はキリスト教信徒で、かつ、学院の教育方針を堅持し、これを推進するに足る人格及び手腕を具えた人物でなければならない。ただし、これにより難いときは、「聖公会の聖職又はキリスト教信徒」とあるを「第3条の目的を積極的に支持する者」とすることができる。

（学長の任期）

第37条 学長の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 学長は、任期満了により退任するときも、後任者の任命があるまでは、なおその職務を行うものとする。

第6章 資産及び会計

（資産）

第38条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第39条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備並びにこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中

収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って、基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分等の制限)

第40条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を経て、その一部に限り処分することができる。

(基本財産たる現金の運用)

第41条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第42条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生じる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第43条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第44条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上5年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第45条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第46条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 学校会計の決算上剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰越すものとする。

4 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第47条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第48条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

1 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

2 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

3 財産目録、貸借対照表、収支計算、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき、これらの書類の内容

4 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第49条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第50条 この法人の資産総額の変更は毎会計年度末の現在より、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第51条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 解散および合併

(解散)

第52条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理

事の 3 分の 2 以上の議決

- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を受けなければならない。
(残余財産の帰属者)

第 5 3 条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第 5 4 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 8 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 5 5 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 9 章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第 5 6 条 この法人は、第 47 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備え置かねばならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する書類及び証拠書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 5 7 条 この法人の公告は、八代学院の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 5 8 条 この寄附行為の施行についての細則、その他この法人及びこの法人の設置する学校の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長） 八代 斌 助

理事 勝部 謙 造

理事 エル・イー・リー

理事 堀江 武 弘

理事 大段 智 亮

理事 鈴村 晋

理事 中村 四 朗

監事 岩谷 辰 三

監事 清見 正 一

昭和43年2月3日 一部改正

昭和46年10月21日 一部改正

昭和51年3月18日 一部改正

昭和52年4月6日 一部改正

昭和53年4月11日 一部改正

昭和57年3月2日 一部改正

昭和60年1月28日 一部改正

附 則

平成3年9月17日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成4年4月1日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成4年3月16日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成6年12月21日）から改正施行する。

附 則

2002（平成14）年11月19日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2003（平成15）年4月1日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日2005（平成17）年8月31日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日2007年（平成19年）7月23日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

（神戸国際大学経済学部経済学科及び都市文化経済学科の存続に関する経過措置）

神戸国際大学経済学部経済学科及び都市文化経済学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日2008（平成20）年12月24日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日2012（平成24）年1月5日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日2016（平成28）年4月1日から施行する。

（神戸国際大学経済学部都市環境・観光学科の存続に関する経過措置）

神戸国際大学経済学部都市環境・観光学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成28年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日2017（平成29）年5月29日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日2019（平成31）年3月14日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日2020（令和2年）年3月24日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日2020（令和2年）年9月28日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日2023（令和5年）年1月10日から改正施行する。